

第 7 章 環境影響評価方法書に対する住民等の意見の概要 及び地方公共団体の長の意見並びに事業者の見解

7. 環境影響評価方法書に対する住民等の意見の概要及び地方公共団体の長の意見並びに事業者の見解

7.1. 環境影響評価方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 住民等の意見の概要及び事業者の見解

	住民等の意見の概要	事業者の見解
■全体的事項		
1	有明海に対する関わり方は、単に佐賀県だけの問題ではなく、日本の宝でもある認識を持って、環境保全に取り組む必要性を持つておくことは大事な視点ではないかと思います。全国から有明海には目が注がれています。	有明海に対する影響を踏まえて、学識経験者や専門家等の意見を聴取するなど最新の知見及び情報を収集し、広く影響を把握できるよう取り組んで参ります。
■個別的事項		
■低周波音		
2	会場でも、低周波についてのアセスメントの項目について、質問しましたが、この項目があるということ自体、環境に悪影響があることが心配されている認識があると判断します。飛行の回数が圧倒的に増える。しかも自衛隊機の方が多くなる。しかも定時ではない。オスプレイ機の低周波による影響は、10年以上前の当初から心配されていた（記憶では、乳牛がなくことや搾乳量への影響などの特集記事）ことを思い出しました。低周波に関しては、「気付かない」「気にならない」ことが「影響が無い」ということとイコールではないと聞いています。単に、人に対する騒音とかではない、生き物に対する日常的な影響についても深く考えて欲しい。	佐賀空港滑走路延長に伴い、新たに増加する低周波音の程度について、学識経験者の意見も参考にしながら、準備書以降の手続きにおいて可能な限り調査、予測及び評価を行います。
■その他		
3	滑走路延長事業による環境影響だが、同時に進められる駐屯地関連の事業も考慮に入れるべき。	駐屯地関連の事業を含めた評価の可否について検討を行います。そのうえで、評価可能な環境要素については、調査、予測及び評価を行います。
4	説明会の参加者が少ないのは問題だと思う。	説明会のお知らせについては、佐賀県及び関係市町の広報誌等で適切に行っております。 準備書の手続きで実施する説明会のお知らせについては、再考を図って参ります。

7.2. 環境影響評価方法書に対する地方公共団体の長の意見及び事業者の見解

7.2.1. 福岡県知事の意見及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解は、表 7.2-1(1)から(4)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解

	福岡県知事の意見の概要	事業者の見解
■全体的事項		
1	本事業の実施区域周辺には、海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として環境省から抽出された有明海が存在する。 本事業の実施により、干潟を利用する鳥類への影響や、マイクロプラスチックを含む排水の有明海への流入による影響については、特に留意する必要がある。 環境影響評価手続きの実施に当たっては、学識経験者等専門家の意見を聴取するなど最新の知見及び情報を幅広く収集することに努め、これらを適切に反映することで、調査、予測及び評価の精度を確保すること。	干潟を利用する鳥類への影響や、マイクロプラスチックを含む排水の有明海への流入による影響について、学識経験者等専門家の意見を聴取するなど最新の知見及び情報を幅広く収集し、これらを適切に反映することで、調査、予測及び評価の精度を確保します。
2	環境影響評価方法書において選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、専門家等からの助言を踏まえて、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に反映すること。	環境影響評価方法書において選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、専門家等からの助言を踏まえて、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に反映します。
3	図書の作成に当たり、丁寧かつ正確で分かりやすい図書となるよう努めること。	図書の作成に当たり、丁寧かつ正確で分かりやすい図書となるよう努めます。

表 7.2-1(2) 福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解

	福岡県知事の意見の概要	事業者の見解
■個別的事項		
■騒音・低周波音		
4	本事業の実施に伴い、航空機の離着陸回数の増加や大型化、飛行高度、離着陸角度が変わることによる騒音拡大や影響範囲の拡大、また、先行して行われる佐賀駐屯地（仮称）の運用実施や平行誘導路の整備における防衛省利用の更なる増加による騒音拡大、さらに米軍機使用における騒音拡大も懸念される。 このため、騒音測定については、佐賀空港における自衛隊機等の使用による騒音及び低周波音の懸念に対し、軍用機を含んだ全ての航空機騒音を十分に把握できるような体制や、防衛省が示している自衛隊機等が利用した場合の騒音予測との乖離がないか、周辺住民に影響がないかを十分に把握できるような騒音測定体制を今後整えること。	航空機騒音の影響について、周辺住民に影響がないかを十分に把握できるよう、現在実施している航空機騒音の定期測定等を継続し、必要と判断される場合には調査地点の追加などを検討いたします。
■水環境		
5	工事中や供用開始後の排水による有明海への影響や漁業への影響が懸念される。 水質調査については、工事中及び供用開始後の排水による有明海に対する生態系への影響や漁業への影響を踏まえて、佐賀空港周辺海域だけでなく、広く有明海全域への影響を把握できるような体制を整えること。	水質調査については、工事中及び供用開始後の排水による有明海に対する生態系への影響や漁業への影響を踏まえ、現地調査に加えて、有明海北部海域の公共用水域データやノリ養殖等にかかる水産統計と合わせて整理します。
6	本事業の実施に伴う航空機の着陸回数の増加や航空機の大型化により、マイクロプラスチックの一種であるタイヤ片が増加し、滑走路面の雨水排水等によって有明海に流入することが懸念されるため、タイヤ片由来の水の汚れ（浮遊物質）について、調査、予測及び評価を行い、準備書に記載すること。	本事業の実施に伴う航空機の離着陸回数の増加や航空機の大型化により、マイクロプラスチックの一種と思われるタイヤ片が増加し、滑走路面の雨水排水等によって有明海に流入することが懸念されるため、タイヤ片由来の水の汚れについて、可能な限りで調査、予測及び評価を行い、準備書に記載します。

表 7.2-1(3) 福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解

	福岡県知事の意見の概要	事業者の見解
■動物・植物・生態系		
7	事業実施区域の周辺は、シギ・チドリを含めた渡り鳥の中継地となっており、航空機の離着陸回数の増加に伴い、バードストライクの発生回数も増加することが懸念される。 このため、鳥類の特性を考慮したうえで、飛翔状況を可能な限り調査し、バードストライクの発生回数及び発生率の変化を予測、評価し、環境保全措置の方法や、措置を講じた場合の影響低減の程度等についての検討結果を準備書に記載すること。 また、干潟を利用する鳥類の行動は時間帯や潮汐によって変化するため、様々な時間帯・様々な潮汐のタイミングをカバーできる調査時間帯を適切に設定すること。	事業実施区域の周辺は、シギ・チドリを含めた渡り鳥の中継地となっており、航空機の離着陸回数の増加に伴い、バードストライクの発生回数も増加することが懸念されることから、鳥類の特性を考慮したうえで、飛翔状況を可能な限り調査します。 また、バードストライクの発生回数及び発生率の変化を予測、評価します。その上で実行可能な環境保全措置を検討します。 なお、干潟を利用する鳥類の行動は時間帯や潮汐によって変化するため、様々な時間帯・様々な潮汐のタイミングをカバーできる調査時間帯を適切に設定します。
8	航空機の大型化による上昇角度の低下に伴い、低空飛行エリアの拡大が懸念されるため、シギ・チドリを含めた鳥類の飛翔状況を考慮して、バードストライクの調査範囲を適切に設定し、予測及び評価を行うこと。	航空機の大型化などによる上昇角度の低下に伴い、低空飛行エリアの拡大が懸念されるため、シギ・チドリを含めた鳥類の飛翔状況を考慮して、バードストライクの調査範囲を適切に設定し、予測及び評価を行います。
9	工事中や供用開始後の排水による水生生物への影響を評価するために、季節変動を考慮した事業実施区域周辺の水生生物に関する資料等を用いて、調査、予測及び評価を行い、準備書に記載すること。	工事中や供用開始後の排水による水生生物への影響を評価するために、季節変動を考慮した対象事業実施区域周辺の水生生物に関する資料等を確認した上で、調査、予測及び評価を行い、準備書に記載します。
10	魚類、底生動物は、水の濁りの影響のみを予測、評価する予定であり、直接改変区域外で調査を実施する計画となっている。しかし、直接改変区域内に生息する底生動物等は、水路で改変区域外と繋がっていても移動能力が低く逃避できないため、工事の実施に伴い消失する可能性が極めて高い。 このため、工事の影響を適切に予測、評価するに当たっては、改変区域内においても生息状況調査を実施し、水の濁りの影響だけでなく直接改変による影響についても、予測、評価を行うこと。	直接改変区域内に生息する底生動物等は、水路で改変区域外と繋がっていても移動能力が低く逃避が困難な種も考えられることから、工事の影響を適切に予測、評価するに当たっては、改変区域内においても生息状況調査を実施し、水の濁りの影響だけでなく直接改変による影響についても、予測、評価を行います。

表 7.2-1(4) 福岡県知事の意見の概要及び事業者の見解

	福岡県知事の意見の概要	事業者の見解
■人と自然との触れ合いの活動の場		
11	本事業実施に伴う、地元住民等と自然との触れ合い活動の場への影響を適切に評価するために、調査地点を検討のうえ、設定すること。	本事業実施に伴う、地元住民等と自然との触れ合い活動の場への影響を適切に評価するため、調査地点を設定します。

7.2.2. 佐賀県知事の意見及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解は、表 7.2-2(1)から(6)に示すとおりである。

表 7.2-2(1) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
■ 全体的事項		
1	環境影響評価の実施に当たっては、専門家の意見聴取、最新の知見や幅広い情報の収集に努めるとともに、関係自治体、関係団体、地域住民等への説明、意見への配慮を十分に行い、これらを適切に反映させること。	環境影響評価の実施に当たっては、専門家の意見聴取、最新の知見や幅広い情報を収集し、関係自治体、関係団体、地域住民等への説明、意見への配慮を十分に行い、これらを適切に反映します。
2	調査の実施に当たっては、必要に応じて専門家等の意見を聞きながら、現況の把握、予測及び評価に必要なデータの収集ができるよう、十分な調査期間、回数、地点等を確保すること。	調査の実施に当たっては、必要に応じて専門家等の意見を聞きながら、現況の把握、予測及び評価に必要なデータの収集ができるよう、十分な調査期間、回数、地点等を確保します。
3	予測に当たって使用する条件については、予測時点における環境への影響要因をもとに適切に設定し、その根拠を環境影響評価準備書に分かりやすく記載すること。 また、可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価を行い、環境保全に関する基準又は目標値が設定されている環境要素については、当該基準又は目標値を達成できるよう環境保全措置を検討すること。	予測に当たって使用する条件については、予測時点における環境への影響要因をもとに適切に設定し、その根拠を環境影響評価準備書に分かりやすく記載します。 また、可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価を行い、環境保全に関する基準又は目標値が設定されている環境要素については、当該基準又は目標値を達成できるよう環境保全措置を検討します。
4	環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較、最良の技術の導入などを通じて、事業に係る環境影響を可能な限り回避又は低減することに努めること。	環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較などにより、事業に係る環境影響を可能な限り回避又は低減することに努めます。
5	環境影響評価を行う過程において、事業計画の具体化や現地調査等により新たな事実が判明した場合は、必要に応じて専門家等の意見を聴取し、環境影響評価の項目や手法の見直しについて検討を行うこと。	環境影響評価を行う過程において、事業計画の具体化や現地調査等により新たな事実が判明した場合は、必要に応じて専門家等の意見を聴取し、環境影響評価の項目や手法の見直しについて検討します。

表 7.2-2(2) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
6	環境影響評価準備書については、図表を用いての説明や専門的な表現について補足説明を付すなど、事業計画や環境影響評価の結果等その内容について、丁寧かつ分かりやすい図書とすること。	環境影響評価準備書については、図表を用いての説明や専門的な表現について補足説明を付すなど、事業計画や環境影響評価の結果等その内容について、丁寧かつ分かりやすい図書とします。
7	航空機の運航に伴う騒音の影響については、民間航空機に加え、佐賀空港の滑走路を利用する自衛隊機の運航についても評価を行うこととしているが、その他、民間航空機の運航に伴い環境影響評価が行うこととしている環境要素（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）、低周波音、水の汚れ、底質、陸生動物、水生動物、水生植物、生態系、温室効果ガス等）についても、自衛隊機を含めた評価の可否について検討を行い、必要と判断する環境要素については、自衛隊機を含めて適切に調査、予測及び評価を行うこと。	航空機の運航に伴う環境要素（大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）、低周波音、水の汚れ、底質、陸生動物、水生動物、水生植物、生態系、温室効果ガス等）については、自衛隊機を含めた評価の可否について検討を行います。そのうえで、評価可能な環境要素については、民間航空機に加え、滑走路を利用する自衛隊機を含めて、調査、予測及び評価を行います。
■ 個別的事項		
■ 大気環境		
8	工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や、航空便の増便に伴う空港を利用する車両の増加等により、運行ルートに近接する住宅地等において、大気質（窒素酸化物、粉じん等、浮遊粒子状物質）、騒音、振動への影響が考えられることから、適切に調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は低減するため環境保全措置の検討を行うこと。	工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両の運行や、航空便の増便に伴う空港を利用する車両の増加等による環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は低減するための環境保全措置を検討します。
9	航空機の離着陸回数が令和5年度：7,352回から将来予測として約35,000回に大きく増加することを見込んでいることや、航空機の大規模化、飛行高度の低下により、航空機の運航に伴う騒音の影響の増加が考えられることから、必要に応じて専門家の意見を聞くとともに、最新の知見を得ながら影響を可能な限り回避又は低減するため環境保全措置の検討を行うこと。	航空機の離着陸回数が大きく増加することを見込んでいることや、航空機の大規模化など、飛行高度の低下により、航空機の運航に伴う騒音の影響の増加が考えられることから、必要に応じて専門家の意見を聞くとともに、最新の知見を得ながら影響を可能な限り回避又は低減するための環境保全措置を検討します。

表 7.2-2(3) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
10	民間航空機や佐賀空港の滑走路を利用する自衛隊機の運航に伴う騒音、その他環境影響評価を行う環境要素の予測に当たっては、離着陸回数、機種毎の騒音データ、飛行経路等の予測に必要な情報の収集を行い、収集した情報や設定した予測条件について根拠とともに環境影響評価準備書に分かりやすく記載すること。	民間航空機や佐賀空港の滑走路を利用する自衛隊機の運航に伴う騒音、その他環境影響評価を行う環境要素の予測に当たっては、離着陸回数、機種毎の騒音データ、飛行経路等の予測に必要な情報の収集を行います。また、収集した情報や設定した予測条件について、可能な限り根拠とともに環境影響評価準備書に分かりやすく記載します。
11	現時点で利用を想定している民間航空機や自衛隊機その他、臨時的に利用する航空機による環境への影響についても、他空港を参考にするなど可能な限り定量的な算定を行い、予測及び評価に努めること。	臨時的に利用する航空機による環境への影響についても、他空港を参考にするなど可能な限り定量的な算定を行い、予測及び評価に努めます。
12	自衛隊機の運航に係る予測及び評価に当たっては、大気質、騒音、低周波音等の環境要素ごとに航空機の飛行の他、佐賀空港内における地上走行、ホバリング等に伴う影響についても負荷要因として環境影響評価の可否について検討を行い、必要と判断する場合は、これらも含めて適切に調査、予測及び評価を行うこと。	自衛隊機の運航に係る予測及び評価に当たっては、大気質、騒音、低周波音等の環境要素ごとに航空機の飛行の他、佐賀空港内における地上走行、ホバリング等に伴う影響についても負荷要因として、環境影響評価の可否について検討を行い、調査、予測及び評価を行います。
■水環境		
13	佐賀空港が隣接する有明海は、生物多様性の観点から重要度の高い海域となっており、工事の実施に伴う水の濁りや飛行場の施設の供用に伴う水の汚れ等に伴う影響について、回避又は低減に努める必要がある。 雨水等排水計画において、生活排水、雨水は国造搦樋門、平和搦樋門の2施設から排水する計画となっているが、国造搦樋門付近における調査は文献調査のみとなっている。航空機の運航、飛行場の施設の供用に伴う水の汚れ、底質への影響について適切に予測及び評価を行うために、国造搦樋門付近での現地調査の必要性について検討を行い、必要と判断する場合は当該施設付近において調査を実施の上、予測及び評価を行うこと。	航空機の運航、飛行場の施設の供用による水の汚れ、底質への影響について適切に予測及び評価を行うため、国造搦樋門付近での現地調査（2地点）を実施の上、予測及び評価を行います。

表 7.2-2(4) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
14	航空機の運航及び飛行場の施設の供用に伴う水の汚れ、底質への影響について、負荷要因を「航空機の離着陸数」、「防除雪氷剤」として予測及び評価を行うこととしているが、その他「空港利用者の増による施設からの排水量の増」等の負荷を与える可能性がある要因の有無について検討を行い、追加が必要と判断するものがある場合は当該要因も考慮の上、予測及び評価を行うこと。	空港ターミナルビルからの排水について、滑走路延長後の想定される旅客数にも対応した設計となっており、浄化槽の機能強化は行わないことを確認しています。 滑走路延長後においても、これまでどおり浄化槽で処理された排水が放流されるため予測は不要と考えます。
15	航空機の運航及び飛行場の施設の供用に伴う水の汚れ、底質に係る調査、予測及び評価地点については、国造搦樋門、平和搦樋門から海域への放流場所付近など航空機の運航及び飛行場の施設の供用により影響を受けやすいと見込まれる地点の追加について検討を行うこと。	航空機の運航及び飛行場の施設の供用による水の汚れ、底質に係る調査、予測及び評価地点については、空港による影響を受けやすいと見込まれる空港敷地からの水路への放流直後、及び水路から海域への放流する直前の国造搦樋門、平和搦樋門としています。 なお、国造搦樋門、平和搦樋門の放流直前の水質を把握しますので、当該箇所の把握により放流直後の影響度合いは相対的に把握します。

表 7. 2-2(5) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
■動物・植物・生態系		
16	対象事業実施区域である有明海沿岸は、環境省により「生物多様性の観点から重要度が高い海域」に抽出され、干潮時には広大な干潟が広がり、独特の生態系が維持されている地域である。また周辺には、絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の中継地・越冬地であり、国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されている東よか干潟が存在している。 このような地域の特性を踏まえ、動物・植物の調査に当たっては、専門家の助言を得ながら、最新の知見に基づき、必要な情報を適切に把握できる調査方法（時期、期間、地点・範囲、踏査ルートなど）を設定し、その設定根拠や調査地点・地域、踏査ルート、直接改変される区域等を記した図面を環境影響評価準備書に分かりやすく記載、掲載すること。	動物・植物の調査に当たっては、専門家の助言を得ながら、最新の知見に基づき、必要な情報を適切に把握できる調査方法（時期、期間、地点・範囲、踏査ルートなど）を設定し、その設定根拠や調査地点・地域、踏査ルート、直接改変される区域等を記した図面を環境影響評価準備書に分かりやすく記載します。
17	白石町内において、国指定特別天然記念物コウノトリの営巣が確認されており、本事業の実施に伴うコウノトリへの影響について、専門家等の助言を踏まえ、環境影響評価の要否について検討を行い、必要と判断する場合は、コウノトリの生息地や繁殖活動等に影響を及ぼさないよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。	本事業の実施に伴うコウノトリへの影響については、専門家等の助言を踏まえ、事業実施区域から営巣地までの距離が離れていることなどから、環境影響評価は不要と判断しております。なお、事業実施区域付近での鳥類調査において、コウノトリが確認された場合には、専門家等に相談しながら適切に対応してまいります。
18	動物、植物の調査日数、地点等の設定に当たっては、専門家の助言を得ながら、次の点について検討を行うこと。 ①干潟鳥類の活動は潮汐の状況により異なることから、鳥類の調査時期や時間帯については、大潮や小潮などの時期、干満の時間帯などの潮汐の状況を考慮して設定すること。 ②水生動物について、直接改変される区域において調査を行わない計画となっているが、重要な種の分布、生息環境の状況等の確認のため、当該区域における調査の実施について検討を行うこと。 ③植物相の調査日数について、春・夏・秋に各1日程度となっているが、植物によっては調査適期が異なるため、それぞれの時期で頻度を増やした調査の実施について検討を行うこと。	①調査回数は、四季、渡りの時期（春・秋）、繁殖期の7回を予定しており、その中で時間帯（6：00～26：30）や潮汐（大潮、中潮、小潮）を考慮した調査を行います。 ②水生動物について、直接改変される区域において、重要な種の分布、生息環境の状況等の確認のため、調査を実施します。 ③空港周辺では植生が少ないこと、また、陸生植物と水生植物とでそれぞれ時期をずらして2日ずつ調査を行う予定であるため、適切に調査が実施できるものと考えています。

表 7.2-2(6) 佐賀県知事の意見の概要及び事業者の見解

	佐賀県知事の意見の概要	事業者の見解
19	航空機の運航に伴う鳥類への影響について、離着陸回数の増加、航空機の大形化、飛行高度の低下によりバードストライクの増加が考えられることから、必要に応じて専門家の意見を聞くとともに、最新の知見を得ながら影響を可能な限り回避又は低減するため環境保全措置の検討を行うこと。	航空機の運航に伴う鳥類への影響について、離着陸回数の増加、航空機の大形化、飛行高度の低下などによりバードストライクの増加が考えられることから、必要に応じて専門家の意見を聞くとともに、最新の知見を得ながら影響を可能な限り回避又は低減するための環境保全措置を検討します。